

第 10 期  
直 方 市 分 別 収 集 計 画

直 方 市

## 1、計画策定の意義

近年の大量生産・大量消費型社会は、その利便性の高さの反面、非常に多量の廃棄物を排出する要因となっており、更にその種類の多様化、排出量の増加は、その焼却・埋め立て処理に限界を感じさせている。これらの状況を改善していくためには、廃棄物循環型社会の形成が必要であり、そのためには、事業者・消費者・行政等の社会を構成するすべての主体が、それぞれの役割と責任を認識し、廃棄物発生抑制・再資源化・再利用に取り組むことが重要である。

本市の廃棄物処理は、可燃ごみの焼却と不燃ごみの埋め立て処分並びに資源ごみの一部資源化を行ってきたところであるが、平成9年11月に不燃物埋立地を、また平成11年3月には清掃工場を閉鎖し、これ以降は、近隣の北九州市に一般廃棄物全量の処理を委託している。また、清掃工場は、平成13年4月より、廃棄物運搬中継・中間処理施設として更新されている。

本計画は、こうした状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）」第8条の規定に基づいて事業者・消費者・行政の役割と責任を明確にし、具体的な取り組み方針を示すことにより、容器包装廃棄物の分別収集・再資源化を促進し、一般廃棄物の減量及び廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

## 2、基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・廃棄物排出の抑制とリサイクルの促進による廃棄物循環型社会への転換及びその構築を進める。
- ・事業者・市民・市が一体となって、それぞれの役割の下で排出の抑制及びリサイクルの促進に努める。
- ・市民協力を得るため環境学習の充実をはかる。

## 3、計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4、対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装（白色トレイはプラスチック製容器包装に含む）、段ボール製容器、飲料用紙製容器、その他紙製容器包装を対象とする。

## 5、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物 排出見込み量	3,301 (571)	3,278 (566)	3,259 (565)	3,313 (563)	3,287 (561)

※()内の数値は、容器包装廃棄物の回収見込み量

### 【算定の方法】

容器包装算定対象廃棄物量は、ごみ収集量、直接ごみ搬入量の総和とする。

収集量及び直接搬入量 ……過去の実績より排出量の伸び率を設定し、今後の人口推移予想と勘案して算出。

また、容器包装算定対象廃棄物量に占める容器包装廃棄物の潜在比率（ $\alpha$ ）であるが、容器包装廃棄物から容器包装算定対象廃棄物を除算した値

【容器包装算定対象廃棄物量】 = 【収集ごみ量】 + 【直接搬入ごみ量】

【容器包装廃棄物の排出量見込み（上表）】 = 【容器包装算定対象廃棄物量】 × 【容器包装廃棄物の潜在比率（ $\alpha$ ）】

※ 詳細な数値等については、別添資料「容器包装廃棄物排出見込み量の算出について」参照。

6、容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下に示すとおり事業を実施する。

事業名称	事業内容
リサイクル活動団体奨励金制度	地域の集団回収に対して、その活動を支援・推進するために奨励金を交付する。 新聞・雑誌・段ボール・ウエス・空き缶の5品目が対象、奨励金単価＝5円/kg
リサイクル準備金制度	地域が集団回収を行う際のストックヤード等の整備費用について、その利用世帯数に応じた準備金を交付し、集団回収の円滑な推進を図る。 準備金単価＝225世帯までは上限50,000円 以降150世帯ごとに5万円を加算
直方市環境審議会	環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査協議するため、学識経験者・自治区連合会・衛生連合会・市議会議員・公募による一般市民などで編成する。
古紙類直接搬入の抑制	ごみの排出者が本市清掃工場に直接搬入を行う場合には、古紙類についての受け入れ抑制を行い、可能な範囲で再資源化を行う民間業者での自己処理を指導する。
児童・幼児教育	環境教育の一環として、幼児（保育園、幼稚園）を対象とし「ごみ」と「資源」の区別の実践や小学校4年生の社会科授業「ごみとくらし」に職員を派遣し、本市の清掃事業に理解を深めてもらうとともに、施設見学を通して収集・処理作業の実態を認識してもらい、どうすれば減量・リサイクルできるのかを学習する。
啓発活動	容器包装リサイクル法の趣旨や、正しい分別方法及び排出抑制について、ポスター・チラシ・広報誌等を活用し啓発を行っていくとともに、職員による出前講座や地元説明会を開催し、市民の協力を求める。

7、分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下記右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装	資源物（缶）
主としてアルミニウム製の容器包装	
主としてガラス製の容器で、無色のガラス製のもの	資源物（白・無色びん）
主としてガラス製の容器で、茶色のガラス製のもの	資源物（茶色びん）
主としてガラス製の容器で、その他のガラス製のもの	資源物（その他びん）
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	資源物（紙パック）
主として段ボール製の容器	集団回収及び直接搬入からの分別、及び資源物（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	資源物（雑古紙）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	資源物（ペットボトル）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源物（プラスチック）

その他の容器包装物については、ストックヤード形式を含めた収集拠点の設置、それに対応する本市収集体制の整備が確立していないことから、当面は地域の集団回収の推進や、事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進・支援する

ものとする。

8、各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	56 t		56 t		55 t		55 t		55 t	
主としてアルミ製の容器	32 t		32 t		32 t		31 t		31 t	
無色のガラス製容器	(合計) 75 t		(合計) 75 t		(合計) 75 t		(合計) 74 t		(合計) 74 t	
	(引渡 量) 75 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 75 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 75 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 74 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 74 t	(独自処理 量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 65 t		(合計) 65 t		(合計) 65		(合計) 65 t		(合計) 64 t	
	(引渡 量) 65 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 64 t	(独自処理 量) 0 t						
その他のガラス製容器	(合計) 33 t									
	(引渡 量) 33 t	(独自処理 量) 0 t								
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	54 t		54 t		54 t		53 t		53 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 9 t	
	(引渡 量) 0 t	(独自処理 量) 10 t	(引渡 量) 0 t	(独自処理 量) 9 t						
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 92 t		(合計) 89 t		(合計) 89 t		(合計) 88 t		(合計) 88 t	
	(引渡 量) 92 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 89 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 89 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 88 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 88 t	(独自処理 量) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 153 t		(合計) 152 t		(合計) 152 t		(合計) 151 t		(合計) 151 t	
	(引渡 量) 151.47 t	(独自処理 量) 1.53 t	(引渡 量) 150.48 t	(独自処理 量) 1.52 t	(引渡 量) 150.48 t	(独自処理 量) 1.52 t	(引渡 量) 149.49 t	(独自処理 量) 1.51 t	(引渡 量) 149.49 t	(独自処理 量) 1.51 t
うち白色トレイ	(合計) 0 t									
	(引渡 量) 0 t	(独自処理 量) 0 t								

9、各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

<p style="text-align: center;">特定分別基準適合物等の容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込み          = 【容器包装算定対象廃棄物】 × 【占める割合 令和2年度及び令和3年度（実績値）令和4年度（予想値）の平均値】</p> <p style="text-align: center;">※令和4年度数値は【令和2年度～令和3年度の占める割合伸び率】 × 【令和3年度 占める割合】で算出</p>
---

容器包装廃棄物量の見込みについては、「5、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）」による。

分別収集率は、各容器包装廃棄物の実績値から、実績によるごみの排出量を除算した値（占める割合）。計画期間直近過去3年間占める割合を用い、容器包装算定対象廃棄物量を勘案して、各品目別に見込み量を設定している。

10、分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

収集体制は、現行の体制を活用する。

また、各種団体が行っている集団回収及び小売店舗での店頭回収については回収量及び取扱品目の増加を促すなどその拡充を図ることとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶	委託業者による定期収集、拠点回収及び地域集団回収	直方市及び民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	白・無色びん		
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他の色のガラス製容器	その他びん		
紙 類	段ボール製容器	段ボール		
	飲料用紙製包装	紙パック	市による拠点回収	直方市及び民間業者
	その他紙製容器包装	雑古紙	市による拠点回収	直方市及び民間業者
プラス チック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集及び市による拠点回収、運搬	北九州市
	プラスチック	プラスチック		

11、分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、ガラスびんは、各々拠点回収終了後、本市不燃物中継所に保管する。また、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、北九州市に中間処理業務を委託しているため、各々拠点回収終了後、北九州市へ運搬する。

段ボールについては、集団回収によるものと、水・土曜日を除く日の拠点回収で回収したものを対象とし、集団回収に対しては奨励金を各団体に交付、また拠点回収で回収したものは、拠点回収場所で保管し、別途民間事業者へ再商品化処理を委託する。

紙パック及び雑古紙については、前述の拠点回収で回収したものを対象とし、拠点回収場所で保管した後、別途民間事業者へ再商品化処理を委託する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	専用集積場所、品目ごとに専用の回収容器を設置する。
収集・運搬	配送車両（回収容器）	専用車両（2トン改造車）
	収集車両	共通車両利用
	不燃物中継所輸送車両	共通車両利用
	北九州市輸送車両	共通車両利用（プラスチック製容器包装）及びアームロール車（ペットボトル）
保管	ストックヤード	品目ごとに設置

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	折りたたみバッグ	2t及び4t プレスパッカー車	ストックヤード保管
アルミ製容器		折りたたみバッグ	2t及び4t プレスパッカー車	ストックヤード保管
無色のガラス製容器	白・無色びん	プラスチックコンテナ	多室型 分別収集車	ストックヤード保管
茶色のガラス製容器	茶色びん	プラスチックコンテナ	多室型 分別収集車	ストックヤード保管
その他の色のガラス製容器	その他びん	プラスチックコンテナ	多室型 分別収集車	ストックヤード保管
段ボール製の容器	段ボール	手選別	手選別	ストックヤード保管
飲料用紙製容器	紙パック	手選別	手選別	ストックヤード保管
その他紙製容器包装	雑古紙	手選別	手選別	ストックヤード保管
ペットボトル	ペットボトル	折りたたみバッグ	2t及び4t プレスパッカー車	北九州市へ
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック	折りたたみバッグ	2t及び4t プレスパッカー車	北九州市へ

12、その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効あるものとするため、以下の取り組みを推進する。

- 1、容器包装廃棄物の排出時には、分別の区分と基準に従い適正に排出されるように、委託職員による指導を随時行う。
- 2、資源集団回収実施団体に対する支援を継続して実施する。
- 3、事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発を行う。
- 4、市民への分別徹底を図るため、自治区（隣組）単位での説明会の実施及びごみの出し方等の広報を行う。